

派遣労働者の最低賃金

派遣元の事業場の所在地にかかわらず、派遣先の最低賃金が保障されます！

派遣先の事業場が別の都道府県にある例

派遣元

埼玉県
最低賃金額
1,028円
(時間額)

派遣先

東京都
最低賃金額
1,113円
(時間額)

派遣元

京都府
最低賃金額
1,008円
(時間額)

派遣先

兵庫県 鉄鋼業
最低賃金額
1,024円
(時間額)

派遣先の東京都最低賃金(1,113円)が適用されます。

派遣先の兵庫県鉄鋼業最低賃金(1,024円)が適用されます。

*金額は令和5年9月1日現在のものです。

最低賃金の確認の方法

確認したい賃金を時間額にして、最低賃金額(時間額)と比較しよう。

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(*2)

1 時間給の場合

$$\frac{\text{時間給}}{\text{時間}} \geq \frac{\text{最低賃金額(時間額)}}{\text{時間}}$$

2 日給の場合

$$\frac{\text{日給}}{\text{1日の平均所定労働時間}} = \frac{\text{時間額}}{\text{時間}} \geq \frac{\text{最低賃金額(時間額)}}{\text{時間}}$$

3 月給の場合

$$\frac{\text{月給}}{\text{1か月の平均所定労働時間}} = \frac{\text{時間額}}{\text{時間}} \geq \frac{\text{最低賃金額(時間額)}}{\text{時間}}$$

4 上記1,2,3が組み合わさっている場合

- ① 基本給(日給)で
- ② 各手当(職務手当など)が月給の場合
- ③ ①と②を合計した額 \geq 最低賃金額(時間額)

例えば、基本給が日給で各手当(職務手当など)が月給の場合

使用者のみなさまへ 使用者は、最低賃金額などを作業場のみやすい場所に周知する必要があります。

事例1 ●●県で働くAさんの場合(月給のみの場合)

- ① Aさんに支払われた賃金のうち、通勤手当は算入しないため、
208,000円-8,000円=200,000円
- ② この金額を時間額に換算し、最低賃金額と比較すると、
200,000円÷1か月の平均所定労働時間(160時間)=1,250円>1,000円であり、最低賃金額以上となっています。

事例2 ▲▲県で働くBさんの場合(日給と月給の組み合わせの場合)

- ① 基本給(日給)を時間額に換算すると、
6,000円÷1日の所定労働時間(8時間)=750円
- ② Bさんに支払われた賃金のうち、通勤手当は算入しないため、職務手当(月給)を時間額に換算すると、
24,000円÷1か月の平均所定労働時間(160時間)=150円
- ③ 上記①と②を合計すると、
750円+150円=900円<1,000円 であり、最低賃金額未満となっています。

(*1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。①臨時に支払われる賃金(結婚手当など) ②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など) ③所定労働時間を超える時間の労働に對して支払われる賃金(時間外割増賃金など) ④所定労働日以外の日の労働に對して支払われる賃金(休日割増賃金など) ⑤午後10時から午前5時までの間の労働に對して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など) ⑥精進手当、通勤手当および家族手当
(*2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

地域別最低賃金額一覧(47都道府県)

()内は、令和4年に改定された最低賃金額

都道府県名	最低賃金額(円)	引上げ額(円)	発効年月日	都道府県名	最低賃金額(円)	引上げ額(円)	発効年月日
北海道	960 (920)	40	令和5年 10月1日	滋賀	967 (927)	40	令和5年 10月1日
青森	898 (853)	45	令和5年 10月7日	京都	1,008 (968)	40	令和5年 10月6日
岩手	893 (854)	39	令和5年 10月4日	大阪	1,064 (1,023)	41	令和5年 10月1日
宮城	923 (883)	40	令和5年 10月1日	兵庫	1,001 (960)	41	令和5年 10月1日
秋田	897 (853)	44	令和5年 10月1日	奈良	936 (896)	40	令和5年 10月1日
山形	900 (854)	46	令和5年 10月14日	和歌山	929 (889)	40	令和5年 10月1日
福島	900 (858)	42	令和5年 10月1日	鳥取	900 (854)	46	令和5年 10月5日
茨城	953 (911)	42	令和5年 10月1日	島根	904 (857)	47	令和5年 10月6日
栃木	954 (913)	41	令和5年 10月1日	岡山	932 (892)	40	令和5年 10月1日
群馬	935 (895)	40	令和5年 10月5日	広島	970 (930)	40	令和5年 10月1日
埼玉	1,028 (987)	41	令和5年 10月1日	山口	928 (888)	40	令和5年 10月1日
千葉	1,026 (984)	42	令和5年 10月1日	徳島	896 (855)	41	令和5年 10月1日
東京	1,113 (1,072)	41	令和5年 10月1日	香川	918 (878)	40	令和5年 10月1日
神奈川	1,112 (1,071)	41	令和5年 10月1日	愛媛	897 (853)	44	令和5年 10月6日
新潟	931 (890)	41	令和5年 10月1日	高知	897 (853)	44	令和5年 10月8日
富山	948 (908)	40	令和5年 10月1日	福岡	941 (900)	41	令和5年 10月6日
石川	933 (891)	42	令和5年 10月8日	佐賀	900 (853)	47	令和5年 10月14日
福井	931 (888)	43	令和5年 10月1日	長崎	898 (853)	45	令和5年 10月13日
山梨	938 (898)	40	令和5年 10月1日	熊本	898 (853)	45	令和5年 10月8日
長野	948 (908)	40	令和5年 10月1日	大分	899 (854)	45	令和5年 10月6日
岐阜	950 (910)	40	令和5年 10月1日	宮崎	897 (853)	44	令和5年 10月6日
静岡	984 (944)	40	令和5年 10月1日	鹿児島	897 (853)	44	令和5年 10月6日
愛知	1,027 (986)	41	令和5年 10月1日	沖縄	896 (853)	43	令和5年 10月8日
三重	973 (933)	40	令和5年 10月1日	全国加重平均額	1,004 (961)	43	

雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

WEBで確認! 最低賃金に関する特設サイト



賃金引上げ特設ページ

賃金引上げに向けた支援策等を掲載しています。



「最低賃金制度」は、働くすべての人に、賃金の最低額（最低賃金額）を保障する制度のことです！

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。

最低賃金額以上を支払わないと…

使用者が労働者に対して最低賃金額未満の賃金を支払った場合には、最低賃金額との差額を支払わなければなりません。また、仮に最低賃金額より低い賃金額を労働者と使用者の合意の上で定めても、それは最低賃金法によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、罰金（50万円以下）が定められています。

最低賃金には「地域別最低賃金」と「特定最低賃金」があります。

地域別最低賃金

すべての労働者に適用



内容

都道府県ごとに、最低賃金額が定められています。

適用される者

年齢や正社員、契約社員、パート、学生アルバイト、嘱託などの雇用形態や呼称にかかわらず、すべての労働者に適用されます。

特定最低賃金*

特定地域内の特定産業について定められています。

例えば、

設定件数 **226件**

北海道なら 乳製品製造業	愛媛県なら 各種商品小売業
愛知県なら 自動車(新車)小売業	岡山県なら 鉄鋼業

など

内容

関係労使が地域別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認める産業について設定されています。適用される産業は都道府県によって異なり、令和5年9月1日現在、全国で226の特定最低賃金が定められています。

適用される者

特定地域内の特定産業の基幹的労働者に適用されます。(18歳未満または65歳以上の入、雇入れ後一定期間未満で技能習得中の入、その他該当産業に特有の軽易な業務に従事する人など、個別に適用されない労働者の範囲が定められています。)

特定最低賃金の詳細は [特定最低賃金](#) [検索](#)

*地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される労働者に対して、使用者は高い方の最低賃金を支払わなければなりません。

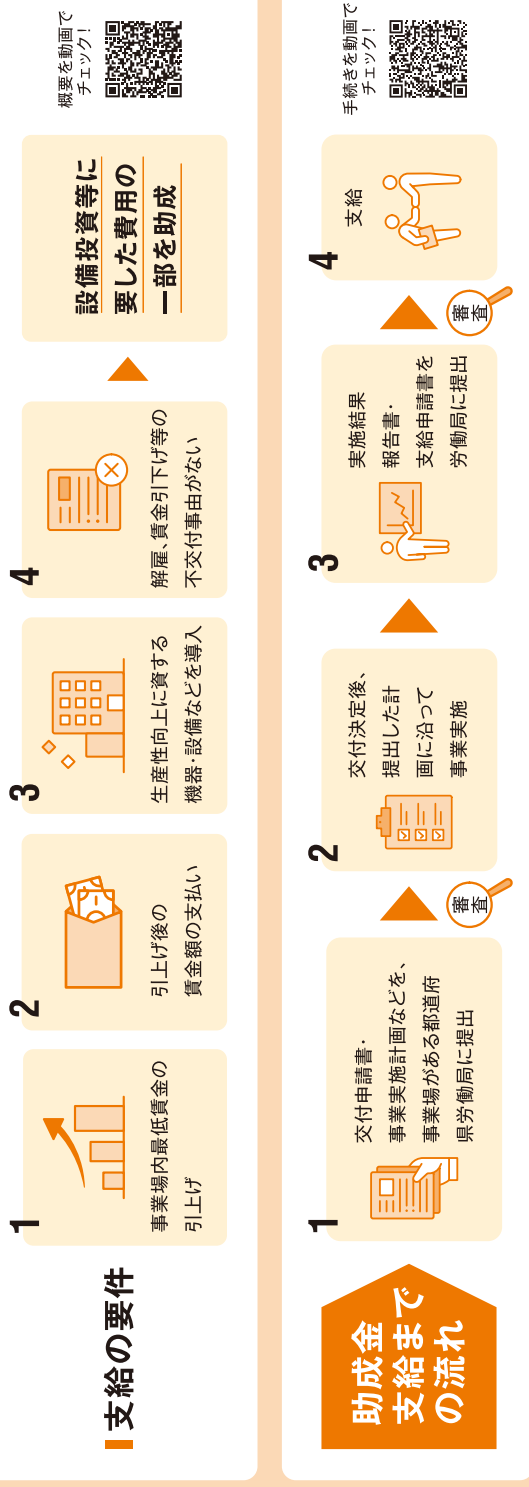
賃金引上げを支援する助成金を積極的に活用しましょう。

「業務改善助成金」とは

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行った場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。

最大600万円を助成
業務改善助成金

詳しくは、[こちら](#) [検索](#)



概要を動画でチェック!



手続きを動画でチェック!



助成の概要

~Topics~
事業場規模50人未満の事業場の申請を行う事業者は賃金引上げ後の申請も可能です。詳しくはウェブサイトをご確認ください。

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額(※5)	助成対象事業場	助成率
30円コース	30円以上	1人	30万円(60万円)	事業場内最低賃金900円未満(※2)	9/10
		2~3人	50万円(90万円)		
		4~6人	70万円(100万円)		
		7人以上	100万円(120万円)		
45円コース	45円以上	1人	45万円(80万円)	事業場内最低賃金900円以上950円未満(※3)	4/5(9/10)(※4)
		2~3人	70万円(110万円)		
		4~6人	100万円(140万円)		
		7人以上	150万円(160万円)		
60円コース	60円以上	10人以上(※1)	180万円	事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内	950円以上3/4(4/5)(※4)
		1人	60万円(110万円)		
		2~3人	90万円(160万円)		
		4~6人	150万円(190万円)		
90円コース	90円以上	10人以上(※1)	600万円	事業場内最低賃金900円未満(※3)	9/10
		1人	230万円		
		2~3人	300万円		
		4~6人	450万円		

(※1) 10人以上の上限区分は、以下の①~③のいずれかに該当する事業場が対象となります。

①賃金要件: 事業場内最低賃金920円未満の事業場 ②生産重要要件: 売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3ヶ月間の月平均値が前年・前々年又は3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者 ③物価高騰等要件: 原材料単価の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3ヶ月間のうち任意の1月における利益率が3%ポイント以上低下している事業者

(※2) 対象は地域別最低賃金900円未満の地域のうち、事業場内最低賃金が900円未満の事業場です。

(※3) 対象は地域別最低賃金900円以上950円未満の地域のうち、事業場内最低賃金が900円以上950円未満の事業場です。

(※4) 生産性要件を満たした場合、ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づき生産性と、その3年度前の決算書類に基づき生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

(※5) () 書きの助成上限額は、事業場規模30人未満の事業場の申請を行う事業者が対象です。

相談窓口

業務改善助成金コールセンターを開設しましたので、お気軽にお問い合わせ下さい。

電話番号 **0120-366-440** 受付時間 平日8:30~17:15

専門家による無料相談を実施しています。

詳しくは、[こちら](#) [検索](#)

